

# 愛知県管工事業協同組合連合会

## グループ保険のご案内

<団体定期保険(S51)>

この制度は、愛知県管工事業協同組合連合会の会員である各組合の事業所の代表者、連合会の職員、各傘下の組合の職員に限りご加入いただくことができます。

※現在ご加入の方は、お申出のない限り自動更新といたします。

### グループ保険の5つの特徴

- POINT 1 お手頃な掛金で、死亡保障を準備できます。
- POINT 2 保険期間は1年で、毎年保障の見直しができます。
- POINT 3 医師の診査がなく、告知書の提出のみで簡単にお申込みになれます。
- POINT 4 福利厚生の一環として有効に活用いただけます。
- POINT 5 商品付帯サービス「健康に関するサービス」を利用できます。  
女性相談コンシェルジュがあります。

申込書提出先

愛管連事務局

制度に関するお問い合わせ先

愛知県管工事業協同組合連合会

名古屋市中区丸の内三丁目 14 番 11 号  
TEL.052-961-6722 FAX.052-961-6724

## 保険金額と月額掛金

死亡保険金 または 高度障害保険金	月額掛金
800 万円	6,240 円
700 万円	5,460 円
600 万円	4,680 円
500 万円	3,900 円
400 万円	3,120 円
300 万円	2,340 円
200 万円	1,560 円
100 万円	780 円

年齢が 65 歳 6 カ月超の方は、  
200 万円が上限となります。

加入申込書兼告知書にご記入いただく保険金額です。

### 掛金について

- 月額掛金は 1 名あたりの概算掛金で、年齢・性別に関係なく一律です。  
正規掛金については募集終了後に算出し、初回より適用します。
- 上記掛金には主契約保険金額 100 万円あたり 50 円の制度運営費が含まれています。
- 上記掛金に含まれる保険料部分は実際の加入状況によって変動する可能性があります。

### 保障内容

死亡したときに死亡保険金を、責任開始日以後の傷害または疾病によって高度障害状態になったときに高度障害保険金をお支払いします。

※高度障害状態とは【対象となる高度障害状態】のいずれかに該当した場合をいいます。

※保障はいずれも保険期間中に発生し、上記支払要件を満たしたものに限りします。

### 加入資格

※健康状態等によっては、ご加入いただけない場合があります。

**愛知県管工事業協同組合連合会の会員である各組合の事業所の代表者、連合会の職員、各傘下の組合の職員**で、申込日時点、健康で正常に就業している方、かつ年齢が 14 歳 6 カ月超～70 歳 6 カ月以下(2023 年 7 月 1 日時点)の方。

65 歳 6 カ月超の方の新規ご加入の場合、保険金額は 200 万円が上限となります。

組合一括加入、支部一括加入される場合、加入資格を満たしている方を全員加入させていただきます。

なお、加入資格を喪失した場合は、この保険から脱退となります。

### 自動更新

一旦加入されますと、**愛知県管工事業協同組合連合会の会員である各組合の事業所の代表者、連合会の職員、各傘下の組合の職員**であれば、更新時の健康状態にかかわらず、

・65 歳 6 カ月まで前年度の加入保険金額と同額以内で更新いただけます。

・65 歳 6 カ月超～75 歳 6 カ月まで、前年度の加入保険金額と同額以内かつ、200 万円を限度に更新いただけます。

### 掛金の払込み

愛知県管工事業協同組合連合会事務局より所属組合を通じて請求いたします。

毎月所定の方法で、1 カ月分の掛金を、加入対象月の前月末日までにお払込みください。

### 保険期間

**2023 年 7 月 1 日(責任開始日)～2024 年 6 月 30 日までの 1 年間。**

中途加入の場合、申込日(毎月 25 日申込締切)の翌月 1 日～2024 年 6 月 30 日となります。

### 配当金に関してのご注意

当グループ保険制度は、メットライフ生命と団体定期保険(S51)契約を締結し運営いたします。この保険は 1 年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は保険会社より配当金として支払われますが、支払われる配当金については当制度の制度運営費といたします。保険金のお支払状況などによっては配当金が 0 になる場合があります。

## 保険金受取人

### 組合一括加入、支部一括加入された場合

保険金受取人は、被保険者の同意を得て組合または支部とします。組合または支部が一旦受け取った後、死亡保険金は弔慰金などとして遺族に、高度障害保険金は見舞金として本人に支給されます。なお請求に際しては、死亡保険金は遺族の、高度障害保険金については本人の了解が必要となります。

### 個人加入(掛金事業所負担)された場合

死亡保険金受取人は、被保険者がご指定ください。高度障害保険金受取人は被保険者本人です。または、被保険者の同意を得て事業所に指定することもできます。事業所が受取人の場合、事業所が一旦受け取った後、死亡保険金は弔慰金などとして遺族に、高度障害保険金は見舞金として本人に支給されます。なお請求に際しては、死亡保険金は遺族の、高度障害保険金については本人の了解が必要となります。

※受取人を事業所とする場合には、具体的な事業所名(屋号)をご記入ください。

### 個人加入(掛金自己負担)された場合

死亡保険金受取人は、被保険者がご指定ください。高度障害保険金受取人は被保険者本人です。

## 被保険者の同意確認 組合一括加入、支部一括加入、個人加入(掛金事業所負担)について

当制度は、愛知県管工事業協同組合連合会の会員である各組合の事業所の代表者、連合会の職員、各傘下の組合の職員に万一の事態が生じた場合に備え、事業所、組合(支部)が掛金を負担し、会員の代表者、組合(支部)の職員が被保険者となる弔慰金などの支払財源に充当するための保険制度として利用できます。加入申し込みにあたり、被保険者となるべき方全員に、被保険者となることに対する同意確認が必要です。同意確認については被保険者の「加入(増額)申込書兼告知書」への記名・押印により行います。また、【個人情報に関する重要事項】に対する同意確認についても同様に、被保険者の「加入(増額)申込書兼告知書」への記名・押印により行います。

※必ず、「ご契約内容(契約概要)・特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」を熟読いただき、この保険(保障の内容・金額等)がご自身のご意向に合致しているかご確認のうえお申込みください。

### 【ご注意】死亡保険金・高度障害保険金について

次の場合には免責となり、死亡保険金・高度障害保険金をお支払いできませんので、お申込みの際、特にご注意ください。

- (1) 被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき
- (2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき(高度障害状態にさせたとき)
- (3) 被保険者の故意で高度障害状態となったとき
- (4) 保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき(高度障害状態にさせたとき)
- (5) 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したとき(高度障害状態になったとき)(注)

(注)その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、当会社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

※上記の他、告知義務違反による解除、重大事由による解除、その他の解除、詐欺による取消し、不法取得目的による無効、失効などの場合にも保険金はお支払いできません。

※上記は、増額された場合の増額部分についても適用されます。

### 【対象となる高度障害状態】

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

### 【生命保険募集人について】

生命保険募集人は、お客様と保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して、保険会社が承諾したときに有効に成立します。

### 【お知らせ】

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構(Tel:03-3286-2820)までお問い合わせください。なお、生命保険契約者保護機構に関すること以外のご質問については、引受保険会社へお問い合わせください。

## 【個人情報に関する重要事項】

この保険の運営にあたっては、保険契約者は加入対象者(被保険者)の氏名、性別、生年月日、健康状態等(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、引受保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。保険契約者は提出された個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。各引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などの支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務の目的で利用(注1)します。また、引受保険会社は、保険契約者、他の引受保険会社、外国を含む再保険会社(注2)、募集代理店を含む委託先、および共同利用を行うグループ会社に、上記の利用目的の範囲内で個人情報(本保険以外で引受保険会社が知り得る情報を含みます。)を提供します。なお、この他法令に根拠があるときは、上記にかかわらず、個人情報を提供する場合があります。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き保険契約者および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注1) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

(注2) メットライフ生命保険株式会社が個人情報を提供する外国の再保険会社の所在国は、米国、EU、英国、シンガポール等になります。メットライフ生命保険株式会社は、信用リスク等のさまざまな情報を踏まえて再保険会社を決定しております。現時点で移転先が決定していないため、移転先の外国の名称および移転先が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について情報提供を行うことができません。最新情報はメットライフ生命保険株式会社ホームページ [www.metlife.co.jp](http://www.metlife.co.jp) に記載しています。

<その他>

### (1) 死亡保険金受取人の個人情報の取り扱いについて

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取り扱いについての同意を取得してください。

### (2) 事業所を経由する場合の個人情報の取り扱いについて

個人情報が、この保険の運営上、加入対象者の所属する事業所を経由して保険契約者へ提出される場合、または保険契約者からその事業所へ個人情報が提供される場合は、その事業所は提出された(提供された)個人情報を、保険契約者と同様に取り扱います。

## 商品付帯サービス コンシェルジュダイアルのご紹介

グループ保険のご加入者は、次のサービスが受けられます。

### 健康に関するサービス

幅広い場面に応じた4つのコンシェルジュダイアルを設置。  
ご相談内容に合わせて20以上の専門デスクにご案内します。

#### 健康生活サポートダイアル

身体や心の悩みについて相談したい

#### 治療時のサポートダイアル

治療や専門医の情報を知りたい

#### 早期発見サポートダイアル

病気の予防や検査について相談したい

#### 治療中・治療後のケアダイアル

治療中や治療後の悩みを解決できるサポートが知りたい

### 女性相談コンシェルジュ

女性のお客さまにご利用いただきやすいよう、  
女性ヘルスカウンセラーが女性特有の身体や心のお悩みにお応えします。

### 商品付帯サービスの共通注意事項

- これらのサービスは、2023年3月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- メットライフ生命が委託ないし提携する各サービス会社が提供します。保険契約による保障とは異なります。
- サービスごとに、ご利用いただける対象者や地域などが異なります。
- これらのサービスにより生じた損害・損失については、メットライフ生命では責任を負いかねます。
- ご利用の際には諸条件があり、ご要望に沿えない場合があります。
- サービス対象者は、被保険者およびその一親等以内のご家族です。一部のサービスにおいては、被保険者のみが対象となります。
- サービスについての詳細および最新情報は、メットライフ生命のホームページでご確認ください。

### 治療中・治療後のケアダイアルの注意事項

- メットライフ生命の募集人およびコールセンターは各種サービスの詳細な内容や申込方法などのご案内を行っておりません。「治療中・治療後のケアダイアル」にお問い合わせください。

### 女性相談コンシェルジュの注意事項

- 相談内容により対応する専門デスクが異なるため、各デスク対応時間内におかけ直しをお願いする場合があります。
- 相談内容や対応する専門デスクにより、利用対象者が異なる場合があります。
- 電話受付は男性のオペレーターが対応する場合があります。また、ご相談内容によっては女性ヘルスカウンセラーから転送され、男性の専門家がご相談に応じることもあります。

お問い合わせ先(募集代理店)

引受保険会社

株式会社クリアエージェンシー

 **MetLife**  
メットライフ生命

〒461-0001 愛知県名古屋市東区泉 1-18-3  
泉ステイトリービル 703号  
TEL: 052-961-0795  
FAX: 052-951-2946

メットライフ生命保険株式会社  
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町 1-3  
東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー